

GX・省エネに取り組む皆様へ

中堅・中小企業のGX*・省エネとは？

例.プラスチック製造業（従業員数70名程度）

- ・ 事務所・工場の照明を水銀灯からLED照明に更新 等



ランニング費用: **550万円/年 削減**

※設備更新費用:790万円
(うち260万円補助)

例.部品製造業（従業員数170名程度）

- ・ 低炭素工業炉の導入や工場内の照明効率化



ランニング費用: **750万円/年 削減**

※設備更新費用:2,250万円
(うち750万円補助)

* GX（グリーントランスフォーメーション）：「経済成長」・「カーボンニュートラル」・「エネルギー安定供給」を同時に実現していくこと。

何をすれば良
いか分からない

* オンライン＋対面のCN相談

⇒ 中小機構の「カーボンニュートラル相談窓口」【裏面1】

* 専門家による省エネ診断・アドバイス

⇒ 省エネ診断【裏面2】

省エネ投資に
踏み切りたい

* 工場・事業所全体での大幅な省エネ投資支援

⇒ 省エネ補助金 (I)【裏面3】

* 脱炭素につながる電化・燃料転換投資支援

⇒ 省エネ補助金 (II)【裏面3】

* 省エネ機器への更新支援

⇒ 省エネ補助金 (III)【裏面3】

⇒ 低炭素リース信用保険制度【裏面5】

* 既存建築物の省エネ改修等

⇒ 建築物のゼロエミッション化等の支援【裏面5】

新事業創出に
踏み切りたい

* GXに資する革新的な製品開発支援等

⇒ ものづくり補助金【裏面4】

⇒ 事業再構築補助金【裏面4】

【1】 中小機構のCN相談窓口

詳細・お問合せ先はこちら
※平日9:00～17:00



【2】 省エネ診断※中小企業向け

詳細・お問合せ先：03-3501-1511 (4541～6)
事業の概要はこちら



*カーボンニュートラル（CN）について、相談窓口を設置		*省エネの専門家が中小企業を訪ねて実施する省エネ診断を、安価で受けられるよう支援	
オンライン相談	・ Microsoft teamsまたはzoom ・ 相談時間：毎週火曜・木曜午前9時～午後5時	診断の流れ	①事前アンケート・面談 ・ 診断員による面談 ・ 設備の使用状況等を確認
対面相談	中小機構の地域本部（北海道、宮城、東京、愛知、石川、大阪、広島、香川、福岡）		②実地確認 ・ 工場内をまわり、エネルギーの使い方を確認（ウォークスルー）
費用	無料		③アフターフォロー ・ その場でできる省エネアドバイス ・ 後日、省エネ余地の提案・説明

【3】 省エネ補助金

詳細・お問合せ先：03-3501-1511 (4541～6)
事業の概要はこちら



*工場・事業所における省エネ型設備への更新を支援		
I	工場・事業場型	・ 生産ラインの入れ替えなど、工場・事業所全体で大幅な省エネを図るものを補助 → 補助率：1/2～2/3（中小）、補助上限額：15億円/年度（非化石転換は20億円/年度）
II	電化・脱炭素燃転型	・ 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助 → 補助率：1/2、補助上限額：3億円（電化は5億円）
III	設備単位型	・ リストから選択する機器への更新を補助 → 補助率：1/3、補助上限額：1億円

【4】 ものづくり補助金／事業再構築補助金

*GXに資する革新的な製品・サービスの開発、技術開発や人材育成を伴うグリーン分野への業態転換等を支援				
	申請類型	補助上限額	補助率	詳細・お問合せ先はこちら
ものづくり補助金	製品・サービス高付加価値化枠 うち、成長分野進出類型(DX・GX)	1,000～2,500万円	2/3	050-8880-4053 受付時間：10:00～17:00
事業再構築補助金※	グリーン成長枠	4,000万～1.5億円	1/2～2/3	<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080 受付時間：平日 9:00～18:00

※ 制度見直し中のため、上記は過去公募の情報

【5】 その他の設備投資に活用可能な制度

制度	概要	詳細・お問合せ先はこちら
カーボンニュートラル投資促進税制	産業競争力強化法の計画認定制度に基づき、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大14%の税額控除又は50%の特別償却を措置。	経済産業省GX推進企画室 03-3501-1511 (3521～3523)
業務用建築物の脱炭素改修加速化事業	既存業務用施設の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援	環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 0570-028-341 受付時間：平日 9:30～18:15
業務改善助成金	生産性向上に資する設備投資等を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成	
環境・エネルギー対策資金（公庫融資）	非化石エネルギーの導入、省エネルギーの促進、GXの取組などにより環境対策の促進を支援	0120-154-505 受付時間：平日9:00～17:00
中小企業経営強化税制	青色申告書を提出する①中小企業者等が、②指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき③一定の設備を新規取得等して④指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用	中小企業税制サポートセンター 03-6281-9821 受付時間：平日9:30～12:00、13:00～17:00
中小企業投資促進税制	機械装置等の対象設備を取得や製作等をした場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（※税額控除は、個人事業主、資本金3,000万円以下法人が対象）が選択適用	
低炭素リース信用保険制度	中小企業等がリースによる低炭素設備の導入を行いやすくするため、「低炭素投資促進機構（GIO）」がリース事業者のリスクを一部補完（50%を保険金として支払い）。	低炭素投資促進機構 03-6264-8015 受付時間：平日9:00～12:00、13:00～17:00